

ヤングケアラー支援体制強化事業委託 公募型企画提案説明書

1 適用

本説明書は、ヤングケアラー支援体制強化事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式によって選定するに当たり、その募集手続等に必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託内容

ヤングケアラー支援体制強化事業委託仕様書記載のとおり

(2) 委託料上限額

金8, 286, 000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

(3) 企画提案の性格

本企画提案は公募型により実施する。なお本企画提案は、委託料上限額の範囲内において、提案者独自の手法、体制等について、提案を通して評価することにより、企画力及び業務遂行能力の高い事業者を選定するものである。

(4) 企画提案書等制作に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

3 手続等

(1) 担当部局

奈良県地域創造部こども・女性局こども家庭課家庭福祉係

住所 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁3階

電話 0570-020-262 FAX 0742-27-8107

(2) 参加申込書等の提出について

ア 提出期限 令和8年3月5日（木）午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

イ 提出先 （1）担当部局に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等による。

※郵送の場合は、提出期限必着とし、担当部局に事前に電話連絡の上、書留郵便等受け渡しが確実な方法によること。

エ 提出物

a 参加申込書（様式1） 原本1部

b 団体等の概要 1部

事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、従業員数、主な業務内容等が記載された団体概要書類

c 業務実績証明書 1部（様式2）

公告の日から過去3年間に福祉、医療又は保健に関する相談支援を実施した実績がわかる資料

(3) 企画提案書等の提出について

ア 提出期限 令和8年3月13日（金）午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

イ 提出先 (1) 担当部局に同じ。

ウ 提出方法 (2) ウに同じ。

エ 提出物

a 「企画提案書（様式3）」及び「ヤングケアラー・コーディネーター及び統括コーディネーターの資格や相談実績等について（様式3別表）」9部（正本1部、副本8部）
※副本8部については団体名が特定される情報を非表示にすること。

※事業スケジュールを入れること。

b 見積書 1部

・宛先を「奈良県知事」とすること。

・一式計上ではなく、各項目の単価が判断でき、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

c 業務実績証明書 1部（様式2）

公告の日から過去3年間に福祉、医療又は保健に関する相談支援を実施した実績がわかる資料

d 決算書等の直近時期の財務状況が分かる資料 1部

e 参考資料

団体等において、説明に必要な資料を提出すること。

オ 企画提案書の内容

仕様書の内容を踏まえ、以下の項目を記載し、具体的に提案すること。

a ヤングケアラー支援についての考え方及び業務遂行実施体制

・ヤングケアラー支援の現状や課題等について

・業務遂行にかかる人員体制や統括コーディネーターの具体的な役割

・相談支援業務やマニュアルの内容検討、支援者向けの研修会等の事業全体スケジュール

・多機関との連携方法

・過去の実績等の企業等団体情報

b コーディネーターの選定・資質向上

・コーディネーターの選定方法、保有する資格や相談実績等

・統括コーディネーターの選定方法、保有する資格や相談実績等、責任者としての経験

・コーディネーターの資質向上のための取り組み

c 事業実施のための取組内容

【ヤングケアラー・コーディネーター及び統括コーディネーターの配置、相談支援、ヤングケアラーを把握した施設等へのヒアリングの実施】

・相談方法や相談期間、受付時間

・多様な相談に対して、適切かつ効果的な相談支援の方法（ツール）

・相談窓口の効果的な周知として、周知先や周知の方法、周知チラシのデザイン等の具体的な工夫

・多様な相談に対応できる多職種や専門家、ヤングケアラー等をつなぐ自治体や支援機関との連携体制の確保、継続的に支援が行われる体制や方法

【奈良県 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルの内容検討】

- ・支援者が実務において活用できる内容にするための具体的な手法や内容

【ヤングケアラー支援者養成及び関係機関連携研修会の開催】

- ・県内の支援者（市町村・介護・障害・精神医療等の支援団体）が、ヤングケアラーに関する基礎的な知識、支援方法や多機関・多職種連携の視点等を学ぶ研修の内容や対象者等

【ピアサポート等の悩み相談やオンラインサロンを実施する支援団体への支援】（対応可否を記載）

- ・ピアサポート等を実施している支援者団体への具体的な支援方法や内容等

【外国語の通訳派遣等】（対応可否を記載）

- ・外国語対応が必要な家庭に対する通訳派遣について実施体制や方法

- d 個人情報保護等情報管理体制について、以下の観点から、具体的に提案すること。
- ・個人情報等の管理体制・効果的な管理対策（運用上の仕組みやルール策定）
 - ・個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）

（4）説明会

説明会は開催しない。

（5）質問の受付

ア 受付期間

令和8年2月20日(金)午後1時から2月26日(木)午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

イ 質問先 (1) 担当部局に同じ。

ウ 受付方法

「質問票」（様式4）に質問事項を記載のうえ、FAXにて送付し、電話にて送付した旨連絡すること。

エ 回答方法

令和8年3月3日（火）午後5時までに、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、原則として奈良県こども家庭課ホームページに掲載する。

4 委託事業者の選定

（1）企画提案書等の評価等

ア 企画提案書等の評価は、「ヤングケアラー支援体制強化事業」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、（別紙）審査基準に従って採点を行うものとする。提案者が複数ある場合は、各委員の評価項目の合計得点が満点の6割以上の者の中、各委員の評価項目及び加点項目の合計が最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、受託候補事業者として選定する。なお、各委員の評価項目及び加点項目の合計が同点の場合は、評価項目の合計得点が高い者を受託候補事業者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の6割未満の項目が一つ以上ある場合は、受託候補事業者として選定しない。

提案者が1者の場合、審査基準による評価項目の合計が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託候補事業者として選定することとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の6割未満の項目が一つ以上ある場合は、受託候補事業者として選定しない。なお、審査は非公開とする。

イ 審査委員会は令和8年3月24日（火）に開催し、提出のあった企画提案書についてプレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、審査委員会の時間及び場所等について

は後日対象者に対して通知する。

ウ 審査結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

エ 審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(2) 事業者との契約

審査委員会により最優秀提案者として選定された者が受託者の候補となり、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）等に基づき、双方協議のもと、予算の範囲内で速やかに業務請負契約を締結する。また、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は受託候補事業者が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次順位の者と協議を行う場合がある。

(3) 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

ク 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

(4) 契約の解除

ア 契約締結後であっても、契約の相手方が3「参加資格」を満たさないことが明らかになった場合、(3)のアからクまでのいずれかに該当する場合、企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合、受託事業者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し委託者を変更することを妨げないものとする。また、契約を解除した場合は、損害賠償義

務が生じる。

イ 契約にかかる損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。

（5）その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議により、修正・変更を行う場合がある。

5 その他

（1）説明書の承諾

本企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なす。

（2）言語及び通貨

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（3）提出書類の返却

提出された全ての書類は返却しない。ただし、この企画提案に係る審査以外には使用しない。

（4）提案書類の追加、修正等

一度提出された提出書類の差し替え、追加及び削除は、提出期限内であっても理由の如何に問わらず一切認めない。

（5）提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 公告に示した参加資格が備わっていないとき。

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

ウ 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。

エ 一つ以上の審査項目についての記載がなかったとき。

オ 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。

カ プレゼンテーションに不参加のとき。

キ その他不正な行為があったとき。

（6）提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行うことがある。ただし、次順位の者も評価基準の得点が6割以上であった場合に限る。

（7）提出書類を出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

（8）特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (9) 契約保証金は、奈良県契約規則第19条の定めるところによるものとする。
- (10) 審査結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- (11) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、3(1) 担当部局の指示に従うこと。
- (12) 委託期間中において、県が業務委託の中間報告を求めた場合は、速やかに報告すること。